

令和2年度（2020年度）

TAMA女性センター事業概要

令和3年8月

多摩市立TAMA女性センター

目 次

1	施設概要	1
2	運営体制	2
3	事業方針	2
4	利用方法	3
5	事業概要	4
	(1) 施設利用状況	4
	(2) 事業開催状況	5
	◆TAMA女性センター主催事業	5
	◆TAMA女性センター市民運営委員会企画事業	6
	◆TAMA女性センター登録団体企画事業	7
	◆TAMA女性センター連携事業	8
	(3) 多摩市男女平等・男女共同参画情報誌「たまの女性」	9
	(4) TAMA女性センターライブラリー	10
	(5) TAMA女性センター登録団体数<令和3年5月末現在>	10
6	相談概要	11
	(1) 女性を取り巻く悩みなんでも相談	11
	(2) 女性のための法律相談	11
	(3) L G B T電話相談	11
	(4) 相談状況(女性を取り巻く悩みなんでも相談)	12
	(5) 相談状況(女性のための法律相談)	13
	(6) 相談状況(L G B T電話相談)	13
7	資料	14
	(1) 多摩市女と男の平等参画を推進する条例	14
	(2) 多摩市立TAMA女性センター条例	19

1 施設概要

- **名 称** 多摩市立TAMA女性センター
- **目 的** 女性問題の解決・男女平等参画の推進に向け、誰もが一緒に考える拠点施設として、学習・啓発講座の開催や女性を取り巻く様々な悩みの相談受付、男女平等関連の情報収集・提供等、様々な事業を展開する。
- **所 在 地** 〒206-0011
東京都多摩市関戸4丁目72番地 ヴィータ・コミュニネ7階
電話 042-355-2110 FAX 042-339-0491
- **開設年月日** 平成11(1999)年9月23日
- **開館時間** 9:00～22:00
- **休 館 日** 毎月第1・3月曜日、年末年始(12月29日～1月3日)

● **施設内容**

施設名	面積	定数等	概要
ワークショップルーム	48㎡	定員24人	簡易調理機能(電磁調理器)があり、学習活動・講座や料理講習等に利用できる。
相談室 1・2	26㎡	—	女性を取り巻く様々な悩みの相談に応じる。
活動交流室	65㎡	定員35人	TAMA女性センター登録団体が自由に打合せや情報交換等に利用できるスペース。予約不要。登録団体用のロッカー有。
TAMA女性センター ライブラリー (多摩ボランティア・市民 活動支援センターと共用)	—	蔵書数 約1,500冊	女性問題・男女平等関連の書籍、国や都内各区市等の男女平等関係資料等の閲覧が可能。図書の出借サービスを行っている。

※ワークショップルームにある設備(備品)

- 学習活動・・・テレビ、ビデオ、DVDプレーヤー、マイクセット、CDプレーヤー等
- 調理機材等・・・電磁調理器・オーブンレンジ各2台、食器類、なべ、炊飯器、まな板、
ホットプレート等
- その他・・・・・・ミシン、アイロン等

2 運営体制

- **職員構成** センター長 1人、係長 1人、係員 2人、相談員 2人
- **TAMA女性センター市民運営委員会**
 - 委員数 5人(公募市民) 令和3年3月31日現在
 - 設置の趣旨 「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」の趣旨にのっとり、TAMA女性センターで行う男女平等の推進及び女性問題の解決に向けた様々な事業の企画立案及び運営に市民の意見を反映させる。
 - 開催状況 月1回の会議、事業の実施運営
※令和2年4月、令和2年5月、令和3年1月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。
 - 講座開催 詳細は、「5 事業概要」－「(2)事業開催状況」の「◆TAMA女性センター市民運営委員会企画事業」(p.6)参照

3 事業方針

- **学習・啓発事業**

人権意識や女性問題解決に向けての分野別講座等、各種学習・啓発事業を行う。
- **相談事業**

女性を取り巻く様々な悩みを解決するために、専門の相談員が面接及び電話で相談に応じる。また、弁護士(女性)による法律相談、専門の相談員によるLGBT電話相談を行う。
- **出会い・交流事業**

「(仮称)多摩市男女平等参画推進フェスティバル」の開催など、多くの人が出会い、交流を広げる事業を行う。
- **情報収集・提供事業**

女性問題・男女平等関係資料(書籍、情報誌等)を収集し、TAMA女性センターライブラリーにて書籍の貸出を行うほか、各種資料を提供する。
- **訓練事業**

女性の再就職支援など、キャリアアップするための講座を実施する。
- **調査・研究事業**

女性がおかれている立場の実態や意識調査、国内外の各種事例の研究等を行う。
- **その他の事業**

各種事業の実施に伴う保育、グループ・団体等への支援等を行う。

4 利用方法

● ワークショップルーム

簡易調理機能(電磁調理器)があり、学習活動・講座や料理講習等に利用できる。

【予約受付期間】

団体種別	受付期間
TAMA女性センター登録団体 (※)	使用日の属する月の3ヶ月前の月の初日から 使用日の前日まで(先着順)
一般団体(上記団体以外)	使用日の属する月の2ヶ月前の月の初日から 使用日の前日まで(先着順)

※TAMA女性センター登録団体

以下の全てに該当する団体

- ①女性問題の解決・男女平等推進のために活動している団体であること
- ②団体の構成員の半数以上が市内在住・在勤・在学者であること
- ③団体の代表者が、市内在住・在勤・在学者であること
- ④営利を目的としない団体であること

【予約申込方法】

多摩市公共施設予約システム(インターネット、利用者端末等)で予約後、窓口で使用料を支払い、施設使用承認書の発行を受ける。

(受付時間は、施設開館日の9:00～17:00)

【使用料】

午前(9:00～12:00) 610円 / 午後(13:00～17:00) 820円

夜間(18:00～22:00) 820円 / 全日(9:00～22:00) 2,250円

※中学生以下の児童・生徒が半数以上の団体及び障がい者が半数以上の団体は上記金額の半額

※構成員の半数が市外在住の団体(市外団体)は上記金額の倍額

● 活動交流室

TAMA女性センター登録団体が自由に打合せや情報交換等に利用できるスペース。予約不要。登録団体には、ロッカーの貸出しを行う。

利用の際には、TAMA女性センター窓口で利用台帳に記入する。

● 相談室

【面接相談】

電話で日時を予約。予約電話番号 042-355-2110

予約受付は、月曜日～金曜日の9:00～17:00

(第1・3月曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

相談名	相談日・時間
女性を取り巻く悩みなんでも相談	毎週火・金曜日 9:30～12:30 毎週土曜日 13:30～16:30 (1人につき相談時間60分)
女性のための法律相談	毎月第3水曜日 9:30～12:00 (1人につき相談時間30分)

【電話相談】

下記の時間帯に直接電話。

※相談時間外は、留守番電話のメッセージで緊急時等の相談窓口を案内。

相談名	相談日・時間
女性を取り巻く悩みなんでも相談 専用電話 042-355-2111	毎週木曜日 10:00～13:00 13:30～16:30 (1人につき相談時間30分を目安)
LGBT電話相談 専用電話 042-355-2112	偶数月第3火曜日 14:00～18:00 奇数月第3火曜日 16:00～20:00 (1人につき相談時間30分を目安)

5 事業概要

(1) 施設利用状況

(ワークショッブルームの利用状況)

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
利用者数	4,658人	4,757人	4,732人	5,093人	5,097人
年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数	4,978人	4,533人	4,495人	4,460人	1,572人

(2) 事業開催状況

◆TAMA女性センター主催事業

<男女共同参画週間事業>

事業名：TAMA女性センター登録団体 活動パネル展示

目的：国の「男女共同参画週間」にあわせて、TAMA女性センター登録団体が男女共同参画に関するパネル展示を行い、男女平等参画について考える。

回	開催日時	会場	内容	来場者
1	2年6月22日(月) ～26日(金) 10:00～16:00	関戸公民館 ギャラリー	TAMA女性センター登録団体作成パネル、 関連ポスター、関連図書等の展示。	—

<ワークショップ>

事業名：市民ワークショップ「みんなで考えよう ～多摩市のこれからの男女平等について～」

目的：令和3年度から12年度までの10年間を計画期間とする「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画」策定に向けて、計画の基本目標を市民とともに考える。

<募集定員 各20人>

回	開催日時	会場	内容	講師	参加者
1	2年7月21日(火) 18:00～19:30	TAMA女性センター ワークショップルーム 活動交流室	各班ごとに意見交換を行い、基本目標の案について考える。	平和・人権課(兼) TAMA女性センター職員	15人
2	2年7月22日(水) 18:00～19:30	関戸公民館 創作室			12人

<講演会>

事業名：知らずに傷つけていませんか？「多様な性と生」を尊重するまちを目指して

目的：性的マイノリティを取り巻く社会の眼が日々変化しているなかで、当事者がどのような悩みを抱えているのか、考える機会を提供する。

<募集定員 30人 保育付>

回	開催日時	会場	内容	講師	参加者
1	2年12月18日(金) 19:00～20:30	永山公民館 視聴覚室	相談事例を交えながら 「性のありかた」について考える。	原 ミナ汰 氏 (NPO法人共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク代表理事)	13人

◆TAMA女性センター市民運営委員会企画事業

<講演会>

事業名：講座「ジェンダーと法」ードメスティック・バイオレンスを考えるー

目的：DVは一般的に配偶者や親密な関係を持つ者からの暴力を指すが、受けているのは圧倒的に女性が多い。女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせて、女性の人権尊重教育について学ぶ。

<募集定員 48人 保育付>

回	開催日時	会場	内容	講師	参加者
1	2年11月18日(水) 14:00~16:00	関戸公民館 大会議室	DVとは何か、防止するために何ができるのか、法律を通して考える。	浅倉 むつ子 氏 (早稲田大学名誉教授)	28人

<映画上映会>

事業名：ディズニー映画「ズートピア」上映会

目的：動物たちが高度な文明社会を築いた世界「ズートピア」を舞台に、「個々の違いを個性として認め合うことの大切さ」について考える機会を提供する。

<募集定員 70人 保育付>

回	開催日時	会場	内容	参加者
1	2年12月12日(土) 09:30~11:20	関戸公民館 グァイターホール	ディズニー映画「ズートピア」上映	33人

◆TAMA女性センター登録団体企画事業

<登録団体「I女性会議 多摩支部」・TAMA女性センター共催事業>

事業名：「RBG最強の85歳」上映と、三井マリ子氏が語る「アメリカはどう変わったか！」

目的：リプロダクティブ・ヘルス/ライツの精神に支えられたルース・ベイダー・ギンズバーグ氏の生涯を通して、平等の真の意義と女性の自立について考える機会を提供する。

<募集定員 100人 保育付>

回	開催日時	会場	内容	講師	参加者
1	3年2月26日(金) 14:00~16:30	関戸公民館 ガイタホール	「RBG最強の85歳」上映後、三井 マリ子 氏の体験談を交えながら、講演を通して女性問題について考える。	三井 マリ子 氏 (女性政策研究家、ジャーナリスト、全国フェミニスト議員連盟代表)	72人

<登録団体「NPO 法人シーズネットワーク」・TAMA女性センター共催事業>

事業名：女性の心が穏やかになるセルフケア講座

目的：コロナ禍でこれまでの日常とは違った毎日に漠然とした不安を感じている多くの女性に向けて、心を穏やかに大切にできるような機会を提供する。

<募集定員 10人 保育付>

回	開催日時	会場	内容	講師	参加者
1	3年3月8日(月) 10:00~12:00	関戸公民館 第3学習室	セルフケアの重要性、呼吸、色の活用方法について、座学とワークを通して学ぶ。	中原 三都 氏 (セラピスト)	10人

◆TAMA女性センター連携事業

<健幸まちづくり推進室・TAMA女性センター共催事業>

事業名：健幸まちづくりシンポジウムオンライン(TAMA女性センター共催講座)

女性のための健幸づくり ～自分を大切に、仕事・子育てを笑顔で～

目的：自分の健康を後回しにしがちな30～40代の女性に対して、主に自分の心と体に気を遣うことの重要性について、参加者の健幸への気付きにつなげる機会を提供する。

回	開催日時	会場	内容	講師	参加者
1	2年11月9日(月) 18:00～20:00	YouTube 多摩市公式 チャンネルより配信	村木氏と小巻氏からの 講演及び対談を通して 、人生100年時代をどう 自分らしく生きていく のか考える。	村木 厚子 氏 (元厚生労働事務次 官) 小巻 亜矢 氏 (サンリオエンター テイメント代表取 締役社長)	—

<東京しごとセンター多摩・TAMA女性センター共催事業>

事業名：「知って得する女性のためのマネープランセミナー」 in 多摩

目的：就職の際に考える要素のひとつであるお金について、自分自身のライフイベント等にかかる費用を考えながら、マネープランの考え方について学ぶ機会を提供する。

<募集定員 50人 保育付>

回	開催日時	会場	内容	講師	参加者
1	2年11月10日(火) 13:00～15:30	関戸公民館 大会議室	自分自身のライフ イベントを見据え ながら、将来のお 金の使い方につい て学ぶ。	大場 美由紀 氏 (ファイナンシャルプラン ナー)	44人

<多摩市平和・人権課・TAMA女性センター共催事業>

事業名：STAND Still 性暴力サバイバービジュアルボイス写真展

目的：性暴力という犯罪について、被害後生きる被害者への理解を深めるため、写真の展示を通じて啓発を行う。

回	開催日時	会場	内容	来場者
1	3年2月16日(火) ～26日(金) 09:00～17:00	多摩市役所 本庁舎1階ホール	STAND Still提供の写真を展示。	—

＜国立成育医療研究センター・多摩市子育て支援課・TAMA女性センター共催事業＞

事業名：良いパパって何？ ～頑張りすぎず、自分と家族を大切に～

目的：子どもの心の健やかな発達のためには、パパ・ママの気持ちの安定が大切であるため、パパ・ママ自身のストレスが溜まる前に早めに気付いて対処することの重要性をパートナー同士が理解しあい、協働で子育てを担う重要性を改めて認識するきっかけを提供する。

＜募集定員 100人 保育付＞

回	開催日時	会場	内容	講師	参加者
1	3年3月28日(日) 14:00～15:30	KDDI LINK FOREST ホールA	宮澤氏と立花氏からの講演及び対談を通して、子育て期に潜む健康リスクを学ぶ。	宮澤 ミシェル 氏 (サッカー解説者) 立花 良之 氏 (国立成育医療研究センター医学博士)	49人

(3) 多摩市男女平等・男女共同参画情報誌「たまの女性」

○第65号 令和2年9月発行

- ・一みなさんへ元気と笑顔を一 多摩市で活躍するアイドル des ailes 26 (ディゼル) インタビュー
- ・新型コロナウイルスがもたらしたDVの影響
- ・DV相談窓口のご案内
- ・TAMA女性センター相談室のご案内

○第66号 令和3年3月発行

- ・女性活躍推進企業ファイルin多摩市007 MS&AD事務サービス株式会社
- ・講座レポート 健幸まちづくりシンポジウムオンライン
- ・TAMA女性センターライブラリー 書籍のご紹介
- ・マスクで酸欠！？ 深い呼吸、できてますか？
- ・TAMA女性センター相談室のご案内

■発行部数 各6,000部

■配布先 市内各自治会・管理組合、公共施設、学校 等

(4) TAMA女性センターライブラリー

(多摩ボランティア・市民活動支援センター内)

女性学・女性史・人権・メディア・女性問題・男性問題・高齢社会・男女平等参画等に関連する書籍を約1,500冊取り揃え、閲覧・貸出サービスを行っている。

- ・所在地 〒206-0011
東京都多摩市関戸4丁目72番地 ヴィータ・コミュニネ7階
多摩ボランティア・市民活動支援センター内
- ・所蔵数 図書 約1,500冊(書籍一覧は多摩市公式HPを参照)
その他、女性問題・男女平等関連の情報誌等
- ・開館時間 月曜日～金曜日 9:00～19:00
土曜日、第1・3日曜日 9:00～17:00
- ・休館日 第1・3月曜日、第2・4・5日曜日
祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
(開館時間・休館日は、多摩ボランティア・市民活動支援センターに準じる)
- ・貸出方法 多摩ボランティア・市民活動支援センターの窓口で利用者登録(身分証明ができるものを提示)をした後、受付窓口で貸出の手続きを行う。
1回5冊まで、15日間貸出可。
- ・貸出状況(令和2年度)

貸出月日	貸出冊数	貸出人数
令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	9冊	延べ5人

(5) TAMA女性センター登録団体数<令和3年5月末現在>

登録団体は、6月1日を切替日とする1年更新。

(登録団体の状況)

種別 \ 年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
登録団体数	21	24	24	23	20	20	20	26	28	27	27	23
ロッカー使用数	14	19	17	19	16	14	14	19	21	20	17	14

6 相談概要

(1) 女性を取り巻く悩みなんでも相談

- ・実施日時 <面接相談> (1人につき相談時間60分)
 - 毎週火曜日 9:30～12:30
 - 金曜日 9:30～12:30
 - 土曜日 13:30～16:30
- <電話相談> (1人につき相談時間30分を目安)
 - 毎週木曜日 10:00～13:00
 - 13:30～16:30
- ・内 容 自分自身の生き方、家族・夫婦の関係、育児・子育てのこと、職場や地域の人間関係、学校や友達のこと、配偶者や恋人からの暴力等、女性を取り巻く悩み全般
- ・相談員 TAMA女性センター相談員(女性)

(2) 女性のための法律相談

- ・実施日時 毎月第3水曜日 9:30～12:00
(1人につき相談時間30分)
- ・内 容 女性を取り巻く様々な法律問題に関する相談
- ・相談員 弁護士(女性)

(3) LGBT電話相談

- ・実施日時 偶数月第3火曜日 14:00～18:00
奇数月第3火曜日 16:00～20:00
(1人につき相談時間30分を目安)
- ・内 容 性的指向・性自認等の悩みがある方々に対して、電話相談を実施することで、当事者が抱える問題の解決を図る。また、当事者のニーズを把握し今後の取り組みにつなげる。
- ・相談員 NPO法人共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワークスタッフ

(4) 相談状況(女性を取り巻く悩みなんでも相談)

(令和2年度年代別相談件数)

種別\年代	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	合計
面接	0	3	22	53	27	14	17	3	139
電話	0	4	22	56	58	59	21	4	224
合計	0	7	44	109	85	73	38	7	363
割合	0.0%	1.9%	12.1%	30.0%	23.4%	20.1%	10.5%	1.9%	100.0%

(内容別相談件数)

※()内は男性(うち数)

内容\年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	2年度割合
人生	計	132	106	55	67	64	51	70	65	75	49	13.5%
	自分探し	85	53	15	15	28	10	20	19	18	18	5.0%
	仕事	21	24	12	16	11	14	12	11	15	6	1.7%
	生き方	21	15	21	33	25	23	32	31	35	19	5.2%
	その他	5	14	7	3	0	4	6	4	7	6	1.7%
家族	計	170	193(1)	202	215	211	191	196	189	201	215	59.2%
	夫婦	90	107(1)	85	111	96	64	88	73	85	112	30.9%
	親	28	31	46	33	33	37	40	26	28	34	9.4%
	子ども	35	34	53	56	61	58	45	66	61	34	9.4%
	その他	17	21	18	15	21	32	23	24	27	35	9.6%
対人	計	82	81	63	68	42	51	47	61	63	51	14.1%
	職場	12	10	17	13	9	12	14	8	7	8	2.2%
	近隣	18	18	9	11	6	3	9	6	5	8	2.2%
	友人	13	18	18	15	14	11	4	18	18	5	1.4%
	その他	39	35	19	29	13	25	20	29	33	30	8.3%
教育	計	19	9	5	4	1	1	0	0	1	0	0.0%
	不登校	9	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	学校生活	4	0	1	1	0	1	0	0	1	0	0.0%
	育児・しつけ	1	4	0	1	1	0	0	0	0	0	0.0%
	その他	5	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0.0%
保健・医療	計	52	54	49	128	119	55	29	15	21	31	8.5%
	心の病気	35	39	38	120	114	39	18	7	11	9	2.5%
	身体の病気	13	2	8	2	2	10	8	4	5	16	4.4%
	更年期関係	1	0	0	2	2	5	0	0	0	0	0.0%
	その他	3	13	3	4	1	1	3	4	5	6	1.7%
その他	計	25	16	15	13	28	10	19	8	14	17	4.7%
相談件数合計		480	459(1)	389	495	465	359	361	338	375	363	100.0%
うちDV		65	55	54	68	64	52	49	41	38	67	18.5%
うちデートDV				1	0	2	2	0	2	2	2	0.5%
うちLGBT				0	0	1	0	0	1	0	0	0.0%

※平成25年9月30日に「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」を公布したことに伴い、平成25年10月から、デートDV・LGBT(性的指向・性自認等)に関する統計を開始

(5) 相談状況(女性のための法律相談)

(令和2年度年代別相談件数)

年代	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	合計
件数	0	1	9	11	6	5	2	0	34

(内容別相談件数)

内容 \ 年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	2年度割合
家族関係	32	39	39	37	36	33	27	79.4%
対人関係	0	4	1	0	1	1	1	2.9%
仕事	0	0	3	0	1	0	0	0.0%
動産・不動産	1	0	1	1	0	4	0	0.0%
事件	1	0	2	3	0	0	1	2.9%
その他	13	6	1	4	9	3	5	14.7%
合計	47	49	47	45	47	41	34	100.0%

(6) 相談状況(LGBT電話相談)

(令和2年度年代別相談件数)

年代	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	合計
件数	0	1	7	5	2	1	0	0	16

(相談件数)

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
件数	3	3	13	12	6	17	16

※平成27年度まで「セクシュアル・マイノリティ電話悩み相談&電話法律相談」の名称

フ 資料

(1) 多摩市女と男の平等参画を推進する条例

平成25年9月30日条例第38号

多摩市女と男の平等参画を推進する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 基本的施策（第9条—第19条）
- 第3章 多摩市男女平等参画推進審議会（第20条）
- 第4章 苦情の処理（第21条・第22条）
- 第5章 雑則（第23条）

附則

個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下で、男女平等の実現に向けた国内の取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を支柱とする国際的な取組とともに、着実に進められてきました。また、男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけています。

多摩市でも昭和61年に「多摩市婦人行動計画」、平成6年には「多摩市女と男がともに生きる行動計画」を策定して、男女平等の実現、性別による差別の解消をめざしてきました。平成16年に制定した多摩市自治基本条例には、一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合うこと、性別年齢などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障されることの重要性がうたわれています。

このような社会的な取組の結果、男女の在り方をめぐる人々の考え方は、時代とともに変わってきました。しかし、現実の社会には、固定的な性別役割分担意識や慣行がなお残っています。また、一方では、少子化、高齢化、働き方の多様化に伴う雇用形態間の処遇の格差、配偶者や交際相手からの暴力の深刻化など、新たな課題も生じてきており、女性はもちろん男性も生きにくいとを感じるようになってきました。

多摩市は、多摩ニュータウン開発に伴い急速に発展してきたという特色があります。一時期に同世代の転入が集中したことにより、地域活動・地域交流・市民同士のつながりなどがさらに求められている中で、これまで経験したことのない少子高齢社会を迎えようとしています。

このような中で、多摩市では、男女が互いに人権を尊重しあい、誰もが個性豊かにいきいきと暮らせる社会、自らの意思によって家庭生活と仕事・地域活動に参画し、責任を分かち合うことのできる社会、すなわち真の男女平等参画社会の実現をめざして、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等参画社会に関して、その基本理念を定め、多摩市（以下「市」といいます。）市民及び事業者の責務を明らかにし、男女平等参画社会の実現に関する施策の基本的事項を定めることにより、この施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、性別による差別的取扱いを含めた諸問題に対応し、もってすべての人にとって、住みやすく暮らしやすい男女平等参画社会を実現することを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 男女平等参画社会 男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受するとともに、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、それによって、男女が共に責任を分かち合うことのできる、男女平等と自立に支えられた社会のことをいいます。
- (2) 市民 市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者及び活動する者をいいます。

- (3) 事業者 営利であるか否かにかかわらず、市内で事業活動を行う個人、法人及び団体をいいます。
- (4) その他の団体 事業者以外の市内で活動するすべての団体をいいます。
- (5) 性別による差別的取扱い 直接差別（性別を理由とする不合理な取扱いをいいます。）及び間接差別（外形的にみたときには性別によって異なる取扱いではないが、一方の性別の人が著しい不利益を被るような基準や慣行でその正当性が認められないものをいいます。）をいいます。
- (6) 性的指向 人の恋愛感情や性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向（この指向については、異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛等の多様性があります。）をいいます。
- (7) 性自認 自分がどの性別であるかの認識（この認識については、自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいます。）のことをいいます。
- (8) 特に困難な状況にある人 固定的な性別役割分担に起因して困難を抱えている人（結婚又は出産を理由に仕事を辞め再就職が困難な母子世帯、仕事と育児の両立が困難な父子世帯、ひとり暮らしの高齢者、介護をしている高齢者夫婦のみの世帯及び親・息子同居世帯等をいいます。）及び外国人又は障がい者であることに加えて女性であることで複合的に困難を抱えている人（日本で暮らす外国人女性、女性の障がい者等をいいます。）をいいます。
- (9) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について、性別による格差が生じているとみられる場合に、格差を改善するために、必要な範囲において、当該機会を積極的に提供することをいいます。
- (10) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な言葉、行為、環境等によって、相手に不快感若しくは不利益を与えること又は相手の生活環境を害することをいいます。

（基本理念）

第3条 市、市民、事業者及びその他の団体は、次に掲げる基本理念に基づいて男女平等参画社会の実現に関する施策を推進しなければなりません。

- (1) すべての人が、個人として尊重され、性別並びに性的指向及び性自認にかかわらず、個人の能力及び個性を発揮し、意欲及び希望に沿って、社会的責任を分かち合うこと。
- (2) すべての人が、性別による差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別を受けることなく、固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行を解消されること。
- (3) すべての人が、社会の対等な構成員として、政策又は方針の立案及び決定に参画する機会を確保されること。
- (4) すべての人が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と仕事及び地域活動を両立できるようにすること。
- (5) すべての人が、性別による差別的取扱い、性的指向及び性自認による差別並びに性別に起因する暴力を決してしてはならないこと。
- (6) すべての人が、性別による差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別を含む諸問題について、特に困難な状況にある人への配慮をすること。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念に基づき、男女平等参画社会の実現に関して、積極的改善措置を含む施策を策定し、総合的かつ計画的に実施するものとします。

2 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策のために、必要に応じて、体制の整備を行い、及び財政上の措置をとるものとします。

3 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策の実施にあたり、国及び他の地方公共団体並びに市民、事業者及びその他の団体と連携を図り、協力するものとします。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女平等参画社会の実現に関する施策への理解を深めるとともに、家庭、学校、地域、職場その他のあらゆる場において、男女平等参画社会の実現に努めるものとします。

す。

2 市民は、市が実施する男女平等参画社会の実現に関する施策に協力するよう努めるものとします。

3 市民は、性別による差別的取扱い、性的指向及び性自認による差別、セクシュアル・ハラスメント並びに配偶者への暴力その他の性別に起因するあらゆる暴力の根絶に努めるものとします。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動において男女平等参画社会の実現に努め、従業員が仕事と家庭生活及び地域活動との両立を図ることができるような職場環境づくりに努めるものとします。

2 事業者は、性別による差別的取扱い、性的指向及び性自認による差別並びに職場におけるセクシュアル・ハラスメントの根絶に努めるものとします。

3 事業者は、個人の能力を適正かつ公平に評価するとともに、女性の参画を促進するよう努めるものとします。

4 事業者は、市が実施する男女平等参画社会の実現に関する施策、調査等に協力するよう努めるものとします。

(性別等による差別的取扱いと暴力の禁止)

第7条 市、市民、事業者及びその他の団体は、社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別を行ってはなりません。

2 すべての人は、社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者への暴力その他の性別に起因するあらゆる暴力を行ってはなりません。

(公表される情報への配慮)

第8条 市、市民、事業者及びその他の団体は、情報を公表する際には、それらの情報が、男女平等参画社会の実現を阻害し、性別による差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別を助長し、又は暴力的行為を誘発することのないように配慮しなければなりません。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第9条 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」といいます。)を策定しなければなりません。

2 市は、行動計画の策定又は変更にあたっては、市民、事業者及びその他の団体の意見を反映することができるよう必要な措置をとるものとします。

3 市は、行動計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければなりません。

4 市長は、行動計画の策定又は変更にあたっては、第20条に定める多摩市男女平等参画推進審議会に諮問しなければなりません。

(年次報告)

第10条 市長は、前条に定める行動計画の実施内容及び進捗状況について、年次報告を作成し、第20条に定める多摩市男女平等参画推進審議会の評価意見を添えて、これを公表しなければなりません。

(拠点機能の確保)

第11条 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策を実施し、そのための取組を支援する総合的な拠点機能として、多摩市立TAMA女性センター条例(平成11年多摩市条例第2号)第1条に規定する多摩市立TAMA女性センター(以下「女性センター」といいます。)を位置づけるものとします。

(推進体制)

第12条 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策の調整及び推進を図るための組織体制を整備するものとします。

(調査研究)

第13条 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策の策定に必要な調査研究並びに情報の収集及び分析を行うものとします。

(啓発及び普及広報)

第14条 市は、市民、事業者及びその他の団体に対して、男女平等参画社会の実現に関して必要な啓発

及び普及広報活動を実施するものとします。

(教育・学習)

第15条 市は、家庭、学校、地域、生涯学習等の場において、固定的な性別役割分担意識にとらわれな
い、男女平等参画社会の実現に向けた教育及び学習が行われるよう努めるものとします。

(性と生殖に関わる権利と健康)

第16条 市は、個人がそれぞれの性を理解し、及び尊重するとともに、女性と男性が対等な関係におい
て性に関する適切な自己決定ができるよう、必要な支援を行うものとします。

2 市は、女性は妊娠及び出産をする可能性があることに十分配慮するとともに、女性と男性が生涯を
通じて健康を保持及び増進できるよう、必要な支援を行うものとします。

(災害に強いまちづくり)

第17条 市は、男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくりをするものとします。

(家庭生活と仕事・地域活動への参画)

第18条 市は、すべての人が相互に協力して、家庭生活並びに仕事及び地域活動に主体的に参画できる
よう、必要な支援を行うものとします。

(市民、事業者及びその他の団体に対する支援)

第19条 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策を実施するとともに、市民、事業者及びその他の
団体による男女平等参画社会の実現に関する活動に対して、必要な支援を行うものとします。

第3章 多摩市男女平等参画推進審議会

(審議会の設置)

第20条 男女平等参画社会の実現を図るため、多摩市男女平等参画推進審議会（以下「審議会」とい
います。）を置きます。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌します。

- (1) 第9条第4項に定める市長の諮問に基づく行動計画の策定及び変更の検討に関すること。
- (2) 第10条に定める行動計画の実施内容及び進捗状況の評価に関すること。
- (3) 次条に定める苦情の処理に関すること。
- (4) その他男女平等参画社会の実現に関して必要と認める事項

3 前項に定めるもののほか、審議会は、市が実施する男女平等参画社会の実現に関する施策について
調査、審議又は評価し、必要に応じて市長に意見を述べることができます。

4 審議会は、男女平等参画社会の実現に関して理解と識見を有する者8人以内の委員（以下「審議会
委員」といいます。）をもって構成します。

5 審議会委員は、市長が委嘱します。

6 審議会委員の任期は2年とし、審議会委員が欠けた場合の後任の審議会委員の任期は、前任者の残
任期間とします。

7 審議会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後もまた同様としま
す。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

第4章 苦情の処理

(苦情の申し出)

第21条 市民、事業者及びその他の団体は、市が実施する男女平等参画社会の実現に関する施策又は男
女平等参画社会の実現に影響を及ぼすと認める施策並びに性別による差別的取扱い、性的指向及び性
自認による差別その他の男女平等参画社会の実現を阻害する人権侵害と認める事項に関し、市に対し
て、苦情の申し出をすることができます。

2 苦情の申し出の窓口は、女性センターに置きます。

3 前2項に定めるもののほか、苦情の申し出に関して必要な事項は、市長が別に定めます。

(多摩市男女平等参画苦情処理委員)

第22条 前条に定める苦情について適切かつ迅速に対応するために、多摩市男女平等参画苦情処理委員

(以下「苦情処理委員」といいます。)を置きます。

- 2 苦情処理委員は、3人以内とし、審議会委員の中から、苦情の処理について識見の高い者を、市長が委嘱します。
- 3 苦情処理委員の任期は、委嘱の日から審議会委員の任期の終期までとします。
- 4 苦情処理委員は、苦情の処理に関し、苦情の申し出に係る市の施策を実施する機関に対して資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、指導、助言又は是正の勧告を行うことができます。
- 5 苦情処理委員は、苦情の処理に関し、人権侵害と認める事項があった場合で、必要と認めるときは、関係者に対しその協力を得て資料の提出及び説明を求め、又は関係者に意見を述べるすることができます。
- 6 苦情処理委員は、苦情の処理に関して必要があると認めるときは、審議会と連携して苦情の処理にあたるものとします。
- 7 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後もまた同様とします。

第5章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行します。
(審議会委員の任期に係る特例)
- 2 この条例の規定により最初に委嘱される審議会委員の最初の任期は、第20条第6項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成28年3月31日までとします。

(2) 多摩市立TAMA女性センター条例

平成11年3月31日条例第2号

改正

平成13年9月28日条例第24号

平成17年10月3日条例第42号

平成24年3月30日条例第17号

平成27年7月3日条例第42号

令和元年7月5日条例第9号

多摩市立TAMA女性センター条例

(設置)

第1条 女性の社会的地位の向上及び男女平等の推進を図り、市民に女性問題に関する学習の機会並びにその交流及び活動の場を提供し、もって平等と自立に支えられた男女共同参画社会の実現に資するため、多摩市立TAMA女性センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 多摩市立TAMA女性センター

位置 多摩市関戸四丁目72番地

(事業)

第3条 センターは、第1条に掲げる設置目的を実現するために、次の事業を行う。

- (1) 女性問題の解決及び男女平等の推進（以下「女性問題の解決等」という。）を目的として活動する市民及び市民団体の交流、諸活動の促進及び支援に関すること。
- (2) 女性問題の解決等に係る情報、図書及びその他の資料を収集し、市民の利用に供すること。
- (3) 女性問題の解決等に係る市民への啓発及び訓練並びに市民相談に関すること。
- (4) 女性問題の解決等に係る調査研究に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、女性問題の解決等に関し市長が必要と認める事業

(職員)

第4条 センターに必要な職員をおく。

(施設)

第5条 センターの施設は、次のとおりとする。

- (1) 活動交流室
- (2) 相談室
- (3) ワークショップルーム

2 前項第3号のワークショップルームは、市民団体が実習又は会議等を行うための施設とする。

(休館日)

第6条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 毎月第1月曜日及び第3月曜日。ただし、同日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日にあたるときは、相談室を除き開館するものとする。
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(開館時間)

第7条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(使用承認)

第8条 ワークショップルームを使用しようとする市民団体は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、使用の承認に際して、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ワークショップルームの使用を承認しない。

- (1) 建物又は附属物を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公序良俗に反するとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) その他市長が不相当と認めるとき。

(使用権の譲渡又は転貸の禁止)

第10条 第8条の規定によりワークショップルームの使用の承認を受けた市民団体（以下「使用団体」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の承認の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ワークショップルームの使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の目的又は使用条件に違反したとき。
- (3) 災害その他の事故により使用することができなくなったとき。
- (4) その他公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の規定により使用を停止され、又は使用の承認を取り消されたことにより、使用団体に損害が生じても、その損害の責は負わない。ただし、同項第4号による場合については、この限りでない。

(使用料)

第12条 ワークショップルームを使用しようとする使用団体は、別表に掲げる使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、公益上特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用料の不返還)

第14条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を返還することができる。

(原状の回復の義務)

第15条 使用団体は、ワークショップルームの使用を終了したとき、又は第11条第1項第1号若しくは第2号の規定により使用の承認を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用団体が前項の規定による原状回復の義務を怠ったときは、当該使用団体に代わって市長がこれを行い、その費用は、使用団体の負担とする。

(損害賠償の義務)

第16条 使用団体は、ワークショップルームの使用に際して、建物その他附属物に損傷を与えたときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減免することができる。

(営業行為等の禁止)

第17条 センター内において、市長の承認を受けずに営業行為又は寄附募集等をしてはならない。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成11年規則第61号で平成11年9月23日から施行）

附 則（平成13年条例第24号）

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第42号）

この条例は、平成18年7月1日（以下「施行日」という。）から施行し、この条例による改正後の多

摩市立TAMA女性センター条例の規定は、施行日以後の使用に係る申請について適用する。

附 則（平成24年条例第17号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の多摩市立TAMA女性センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則（平成27年条例第42号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の多摩市立TAMA女性センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則（令和元年条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の多摩市立TAMA女性センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

別表（第12条関係）

施設名	単位別使用料			
	午前	午後	夜間	全日
ワークショップルーム	610円	820円	820円	2,250円

備考

- 1 各単位の使用時間は、午前は午前9時から正午まで、午後は午後1時から午後5時まで、夜間は午後6時から午後10時まで、全日は午前9時から午後10時までとする。この場合において、午前及び午後又は午後及び夜間の2単位を使用するときは、その間引き続き使用できるものとする。
- 2 使用料は、市内に在住、在勤又は在学する者が過半数を占める団体が使用する場合は料金とし、それ以外の団体が使用する場合は規定使用料の倍額とする。
- 3 単位使用時間を超えた場合は、超過時間が30分以上1時間未満のときは使用する単位使用時間の規定使用料の2割相当額、1時間以上2時間未満のときは5割相当額、2時間以上3時間未満のときは8割相当額を加算する。
- 4 前項の規定により算定した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

印刷物番号

3-25

令和2年度(2020年度)

TAMA女性センター事業概要

令和3年8月発行

編集・発行 多摩市暮らしと文化部TAMA女性センター

〒206-0011

多摩市関戸4丁目72番地 ヴィータ・コミュニネ7階

電話 042-355-2110

